

この報告書は、八尾市立小学校および八尾市教育委員会事務局により作成された報告書の概要版である。

1. 事象について

本児及び加害とされる児童（複数）による集団の中で、漫画を模倣したグループがつけられ、リーダーを中心に力関係が生まれ、いじめへと生じた事象である。内容は、抑えられた状態で殴られたり蹴られた、首を絞められた、プール授業中に上から乗られたり投げられた、嫌な言葉を言われた、はやし立てられた、嫌なことをされた、からかわれた、無理やり遊びに参加させられた、休み時間にボールで一人狙いをされた、四方からボールを当てられた、倒された、嘘をつかれた、ジュースをかけられた、という事象である。

調査対象とした発生時期は、時系列順で、令和4年8月に3件、令和5年3月頃に2件、令和5年6月に5件、令和5年7月に2件、また、日時不明3件（うち1件は令和5年4月以降）の合わせて15件である。

令和5年6月に被害児童の保護者から、学校に対し、いじめの訴えがあり、学校はいじめ対策委員会において認知をし、関係児童や他の児童に聴き取りを行うことを確認した。

令和5年7月、八尾市教育委員会は生命・身体に重大な被害のあるケースであると判断し、学校はいじめ重大事態（1号事案）と認定した。

2. 重大事態の調査について

調査主体は、当該学校はいじめ対策委員会で、構成員は、校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育担当者、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールソーシャルワーカーである。調査については、令和5年7月にいじめを認知してから開始し、過去のいじめアンケートを確認したり、被害児童や関係児童、他の児童への聴き取りを行った。専門家からの助言をもとに八尾市教育委員会が調査を支援しながらすすめた。

3. いじめの事実の有無の認定

学校の調査・報告及び八尾市教育委員会の調査により、13事案（加害とされる児童（集団グループ）から、抑えられた状態で殴られたり蹴られた、首を絞められた、プール授業中に上から乗られたり投げられた、嫌な言葉を言われた、はやし立てられた、嫌なことをされた、からかわれた、無理やり遊びに参加させられた、休み時間にボールで一人狙いをされた、四方からボールを当てられた、倒された、ジュースをかけられた）において、いじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめと認定された。

4. 学校対応の課題について

①初期対応について

令和4年8月、本児母は、担任に相談している。また本児は2学期の『学校生活アンケート』に「いじめられたことがある」と記載している。学校は聞き取りを行い対応したが、その後も継続的にいじめは続いていた。本事象が生じた当時の学校は、記録に基づいた組織的な継続的対応や報告が十分にできていなかった。暴力を伴ういじめが継続しているという捉えに基づいて、対応プロセスを見立てたうえで指導・支援を進める必要があった。

②事象への対応について

- 学校の対応は、本児保護者からいじめの訴えがあったのちも、「いじめ」ではなく「遊び方」への指導になっていた。学校体制を整え、本児及び関係児童の様子を丁寧に見取り、本児保護者に伝えておく必要があった。一部の教員の判断に任せる学校の連絡体制に課題があった。本児の心身の苦痛は学校と本児及び保護者で共有され、いじめ解消に向けて適切な対応をするべきであった。
- 集団グループの中で形成された力関係が、本児への集団的な攻撃へと発展したと考えられる。学校はこの関係性に気づき、集団による攻撃に発展する可能性のある行為の禁止措置を取るなど、児童の安全管理体制を徹底する必要があった。生じた際には、児童への指導やアセスメント、保護者への報告などを丁寧に行い、状況の改善に向けて他の児童から聞き取りをする、暴力を伴わないコミュニケーションの取り方を学ぶ、保護者や様々な機関から協力を仰ぐなど、危機感をもって、未然防止のためにできる最善策を取り組むべきであった。そして集団的な暴力について把握し、対応すべきだった。
- 学校の聞き取りにおいて、初回の聞き取りが不十分で後日証言がかわったりする場合もあった。丁寧に公平な聞き取りをしておくことで双方の認識の共通点や相違点が明確になり、細かく相違点を修正していく必要があった。
- 指導や事後対応の丁寧さに欠けていたことが、暴力が日常化、蔓延化していった大きな要因であると考えられる。

③本児が学校に登校できなくなっからの学校の対応

本児は令和5年7月6日以降学校に登校できなくなった。本児や本児保護者は、2学期以降の学校生活に対し、より不安が高まり、学校には行きたいが安心して登校することができない状況が続いたため転校を決意するに至った。学校は保護者との連携をより密にする必要があった。

5. 再発防止策

- ①些細なトラブルであっても、すぐに校内いじめ対策会議をひらき、組織でいじめ認知の判断や今後の対応案について検討を行う。
- ②人権感覚・実践力の育成と、発達支持的プログラムを両立してすすめる。
- ③謝罪や説明が行われた後も、丁寧な見守りを行い、保護者との連携を行う。
- ④チームの中にSCやSSWをいれて積極的に活用していく。
- ⑤暴力が再び発生しないように環境調整をする。具体的には見守り体制の強化と非行防犯教室等を実施する。
- ⑥複数の教員が立ち会い謝罪や対話の機会をもつなど、加害とされる児童と本児の関係修復をめざす。
- ⑦過去のいじめに関するアンケートの見直しや再分析を行う。
- ⑧「学校行動計画」(修復的対話を含む)を立案し実施する。

(研修や啓発)

- ①今年度中に弁護士を学校に招いて校内研修を行う。その中で本事象の課題を検討し、再発防止に向けて教訓化する。
- ②年度当初に教育委員会から指導主事等を招聘する。いじめの初期対応や未然防止について研修を行い、教職員のいじめ対応スキルを高めるとともに、組織的な対応について共通認識をもつ。
- ③全教職員で本事象について共有し、再発防止の具体案を検討する。
- ④全教職員で学校いじめ基本方針の内容を再度確認する。
- ⑤人権教育の見直し・創造に向けての研修を実施する。